

令和4年7月6日に公表した「国道4 1号黒崎電線共同溝PFI事業 実施方針」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項9号に定める電線共同溝（道路の附属物）） 道路（車道、歩道） 道路附属物（交差点照明、縁石等） <p><u>(追加)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項9号に定める電線共同溝（道路の附属物）） 道路（車道、歩道） 道路附属物（交差点照明、縁石等） <p><u>なお、上記の公共施設等を総称して、以下「本施設」という。</u></p>
2	実施方針	2	第1章	1	(6)	ア 事業対象	<p>本事業は、別紙1「事業対象位置図」に示す事業対象区域において整備する電線共同溝等（以下「本施設」という。）の設計及び工事（以下あわせて「整備」という。）並びに、電線共同溝の維持管理をPFI法に基づき実施するものである。</p> <p>本事業の対象は、設計業務及び工事業務に関しては別紙2-1「事業対象区域図（設計業務・工事業務）」に、維持管理業務に関しては別紙2-2「事業対象区域図（維持管理業務）」に示す。</p>	<p>本事業は、別紙1「事業対象位置図」に示す事業対象区域において整備する本施設の設計及び工事（以下あわせて「整備」という。）並びに、電線共同溝の維持管理をPFI法に基づき実施するものである。</p> <p>本事業が対象とする区域は、設計業務及び工事業務に関しては別紙2-1「事業対象区域図（設計業務・工事業務）」に、維持管理業務に関しては別紙2-2「事業対象区域図（維持管理業務）」に示す。</p>
3	実施方針	2	第1章	1	(6)	イ 特定事業の業務内容	<p>(ア) 設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、現況測量） b. 詳細設計業務 c. 設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など） <u>d. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u> 	<p>(ア) 設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、現況測量） b. 詳細設計業務 c. 設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など） <p><u>(削除)</u></p>
4	実施方針	2	第1章	1	(6)	イ 特定事業の業務内容	<p>(イ) 工事業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 b. 整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備） <p>※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> c. 工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など） <u>d. 本事業で整備する施設の所有権移転業務</u> <u>e. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u> 	<p>(イ) 工事業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 b. 整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備） <p>※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> c. 工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など） <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
5	実施方針	2	第1章	1	(6)	イ 特定事業の業務内容	(工) 維持管理業務 a. 点検・補修業務 b. 台帳作成・管理業務 c. 維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など） <u>d. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u>	(工) 維持管理業務 a. 点検・補修業務 b. 台帳作成・管理業務 c. 維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など） <u>(削除)</u>
6	実施方針	2	第1章	1	(7)	事業方式	本事業は、以下に示す事業方式（B T O（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。 民間事業者は、事業対象区域において、本施設の設計及び工事等の業務を行い、整備完了後に本施設の所有権を <u>国</u> に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を行うこととする。	本事業は、以下に示す事業方式（B T O（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。 民間事業者は、事業対象区域において、本施設の設計及び工事等の業務を行い、整備完了後に本施設の所有権を <u>北陸地方整備局</u> に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を行うこととする。
7	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	本事業の事業期間は、北陸地方整備局と <u>(追加)</u> 民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和28年3月31日までの約23年間とする。	本事業の事業期間は、北陸地方整備局と <u>特定事業を実施する</u> 民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和28年3月31日までの約23年間とする。
8	実施方針	5	第2章	2	(3)	質問回答	北陸地方整備局は、質問及び質問に対する回答を北陸地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査 <u>資料</u> の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査 <u>資料</u> の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。	北陸地方整備局は、質問及び質問に対する回答を北陸地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査 <u>提出書類</u> の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査 <u>提出書類</u> の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。
9	実施方針	5	第2章	2	(4)	第一次審査資料の受付	(4) 第一次審査 <u>資料</u> の受付 入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査 <u>資料</u> を提出する。	(4) 第一次審査 <u>提出書類</u> の受付 入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査 <u>提出書類</u> を提出する。
10	実施方針	5	第2章	2	(5)	第一次審査結果の通知	北陸地方整備局は、第一次審査 <u>資料</u> を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査 <u>資料</u> を提出することができる。	北陸地方整備局は、第一次審査 <u>提出書類</u> を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査 <u>提出書類</u> を提出することができる。
11	実施方針	6	第2章	3	(6)	入札書及び第二次審査資料の受付	(6) 入札書及び第二次審査 <u>資料</u> の受付 競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査 <u>資料</u> を提出する。	(6) 入札書及び第二次審査 <u>提出書類</u> の受付 競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査 <u>提出書類</u> を提出する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後																																																												
12	実施方針	6	第2章	4	(7)	ヒアリング	北陸地方整備局は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。	北陸地方整備局は、入札書及び第二次審査提出書類を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて第二次審査提出書類の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。																																																												
13	実施方針	6	第2章	3		民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年7月6日</td> <td>実施方針等の公表</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月6日～</td> <td>設計図書等の閲覧</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月6日～ 7月13日</td> <td>実施方針等に関する質問・意見の受付</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月27日</td> <td>実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月頃</td> <td>特定事業の選定の公表</td> </tr> <tr> <td>令和4年9月頃</td> <td>入札公告、入札説明書等の公表・交付</td> </tr> <tr> <td>令和4年9月頃</td> <td>入札説明書等に関する質問受付（1回目）</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月頃</td> <td>入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月頃</td> <td>第一次審査資料（参加表明書等）の受付</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月頃</td> <td>競争参加資格確認結果の通知</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月頃</td> <td>入札説明書等に関する質問受付（2回目）</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月頃</td> <td>入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月頃</td> <td>入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付</td> </tr> <tr> <td>令和5年1月頃</td> <td>選定事業者の公表</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内 容	令和4年7月6日	実施方針等の公表	令和4年7月6日～	設計図書等の閲覧	令和4年7月6日～ 7月13日	実施方針等に関する質問・意見の受付	令和4年7月27日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表	令和4年8月頃	特定事業の選定の公表	令和4年9月頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付	令和4年9月頃	入札説明書等に関する質問受付（1回目）	令和4年10月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）	令和4年10月頃	第一次審査資料（参加表明書等）の受付	令和4年11月頃	競争参加資格確認結果の通知	令和4年11月頃	入札説明書等に関する質問受付（2回目）	令和4年11月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）	令和4年12月頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付	令和5年1月頃	選定事業者の公表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年7月6日</td> <td>実施方針等の公表</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月6日～</td> <td>設計図書等の閲覧</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月6日～ 7月13日</td> <td>実施方針等に関する質問・意見の受付</td> </tr> <tr> <td>令和4年7月27日</td> <td>実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月29日</td> <td>特定事業の選定の公表</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月18日</td> <td>入札公告、入札説明書等の公表・交付</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月28日</td> <td>入札説明書等に関する質問受付（1回目）</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月2日</td> <td>入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月9日</td> <td>第一次審査提出書類（入札参加表明書等）の受付</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月21日</td> <td>競争参加資格確認結果の通知</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月28日</td> <td>入札説明書等に関する質問受付（2回目）</td> </tr> <tr> <td>令和5年1月11日</td> <td>入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）</td> </tr> <tr> <td>令和5年1月25日</td> <td>入札書及び第二次審査提出書類（提案書）の受付</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月頃</td> <td>選定事業者の公表</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内 容	令和4年7月6日	実施方針等の公表	令和4年7月6日～	設計図書等の閲覧	令和4年7月6日～ 7月13日	実施方針等に関する質問・意見の受付	令和4年7月27日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表	令和4年8月29日	特定事業の選定の公表	令和4年11月18日	入札公告、入札説明書等の公表・交付	令和4年11月28日	入札説明書等に関する質問受付（1回目）	令和4年12月2日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）	令和4年12月9日	第一次審査提出書類（入札参加表明書等）の受付	令和4年12月21日	競争参加資格確認結果の通知	令和4年12月28日	入札説明書等に関する質問受付（2回目）	令和5年1月11日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）	令和5年1月25日	入札書及び第二次審査提出書類（提案書）の受付	令和5年2月頃	選定事業者の公表
日程	内 容																																																																			
令和4年7月6日	実施方針等の公表																																																																			
令和4年7月6日～	設計図書等の閲覧																																																																			
令和4年7月6日～ 7月13日	実施方針等に関する質問・意見の受付																																																																			
令和4年7月27日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表																																																																			
令和4年8月頃	特定事業の選定の公表																																																																			
令和4年9月頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付																																																																			
令和4年9月頃	入札説明書等に関する質問受付（1回目）																																																																			
令和4年10月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）																																																																			
令和4年10月頃	第一次審査資料（参加表明書等）の受付																																																																			
令和4年11月頃	競争参加資格確認結果の通知																																																																			
令和4年11月頃	入札説明書等に関する質問受付（2回目）																																																																			
令和4年11月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）																																																																			
令和4年12月頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付																																																																			
令和5年1月頃	選定事業者の公表																																																																			
日程	内 容																																																																			
令和4年7月6日	実施方針等の公表																																																																			
令和4年7月6日～	設計図書等の閲覧																																																																			
令和4年7月6日～ 7月13日	実施方針等に関する質問・意見の受付																																																																			
令和4年7月27日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表																																																																			
令和4年8月29日	特定事業の選定の公表																																																																			
令和4年11月18日	入札公告、入札説明書等の公表・交付																																																																			
令和4年11月28日	入札説明書等に関する質問受付（1回目）																																																																			
令和4年12月2日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）																																																																			
令和4年12月9日	第一次審査提出書類（入札参加表明書等）の受付																																																																			
令和4年12月21日	競争参加資格確認結果の通知																																																																			
令和4年12月28日	入札説明書等に関する質問受付（2回目）																																																																			
令和5年1月11日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）																																																																			
令和5年1月25日	入札書及び第二次審査提出書類（提案書）の受付																																																																			
令和5年2月頃	選定事業者の公表																																																																			
14	実施方針	7	第2章	4	(2)	審査の内容	<p>入札参加者から提案された事業計画については、①から⑤に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。</p> <p>① 実施方針及び実施体制 ② 資金調達及び収支計画 ③ 施設整備計画 ④ 維持管理計画 ⑤ 調整業務 <u>(追加)</u></p> <p>なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。</p>	<p>入札参加者から提案された事業計画については、①から⑥に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。</p> <p>① 実施方針及び実施体制 ② 資金調達及び収支計画 ③ 施設整備計画 ④ 維持管理計画 ⑤ 調整業務 <u>⑥ 賃上げの実施</u></p> <p>なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。</p>																																																												

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
15	実施方針	7	第2章	5	(1)	提出書類の内容	<p>第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。</p> <p>第二次審査資料として、入札書及びアからオに掲げる事項を主な内容として含む第二次審査資料の提出を求めることを予定している。</p> <p>ア 実施方針及び実施体制に関する提案 イ 資金調達及び収支計画に関する提案 ウ 施設整備計画に関する提案 エ 維持管理計画に関する提案 オ 調整業務に関する提案</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、詳細については、入札公告時に示す。</p>	<p>第一次審査提出書類として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。</p> <p>第二次審査提出書類として、入札書及びアからカに掲げる事項を主な内容として含む第二次審査提出書類の提出を求めることを予定している。</p> <p>ア 実施方針及び実施体制に関する提案 イ 資金調達及び収支計画に関する提案 ウ 施設整備計画に関する提案 エ 維持管理計画に関する提案 オ 調整業務に関する提案</p> <p><u>力 賃上げの実施</u></p> <p>なお、詳細については、入札公告時に示す。</p>
16	実施方針	8	第2章	6	(1)	イ	<p>応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。<u>なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし（以降、代表企業には応募企業を含む。）、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。</u></p> <p>また、SPCを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。</p> <p>(ア) 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続を行う者 (イ) 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業 (ウ) 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業</p>	<p>応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。<u>構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする（以下、代表企業には応募企業を含む。）。</u></p> <p>また、<u>本事業を行うための</u>SPCを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。</p> <p>(ア) 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続を行う者 (イ) 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業 (ウ) 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業</p>
17	実施方針	8	第2章	6	(1)	ウ	<p>協力企業についても、<u>(追加)</u> 参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。</p>	<p>協力企業についても、<u>入札</u>参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
18	実施方針	9	第2章	6	(1)	カ	応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1章1.(6)イに掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が <u>工事監理業務と工事業務</u> を実施することはできない。	応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1章1.(6)イに掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が <u>第1章1.(6)イに掲げる工事業務のうちa.・b.の業務と工事監理業務を兼務して</u> 実施することはできない。
19	実施方針	9	第2章	6	(1)	コ	上記ケにおいて、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次の(ア)から(ウ)までに該当する者をいう。 (ア)資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 a. 子会社等（会社法（ <u>平成17年法律第86号</u> ）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (略) (イ)人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、 <u>a.</u> については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。 (略)	上記ケにおいて、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次の(ア)から(ウ)までに該当する者をいう。 (ア)資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 a. 子会社等（会社法（ <u>削除</u> ）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (略) (イ)人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、 <u>a.</u> については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。 (略)
20	実施方針	10	第2章	6	(2)	ア	予算決算及び会計令（ <u>昭和22年勅令第165号</u> ）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。	予算決算及び会計令（ <u>削除</u> ）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
21	実施方針	10	第2章	6	(2)	イ	P F I 法（ <u>平成11年法律第117号</u> ）第9条の規定に該当しない者であること。	P F I 法（ <u>削除</u> ）第9条の規定に該当しない者であること。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
22	実施方針	10	第2章	6	(2)	ウ	会社更生法 <u>(平成14年法律第154号)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(平成11年法律第225号)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)	会社更生法 <u>(削除)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(削除)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
23	実施方針	11	第2章	6	(2)	キ	有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において <u>の</u> 関連のある者でないこと。	有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において <u>(削除)</u> 関連のある者でないこと。
24	実施方針	11	第2章	6	(2)	ク	上記力及びキにおいて、「資本関係又は人的関係において <u>の</u> 関連のある者」とは、上記(1)、コに同じ。	上記力及びキにおいて、「資本関係又は人的関係において <u>(削除)</u> 関連のある者」とは、上記(1)、コに同じ。
25	実施方針	11	第3章	6	(3)		※事業監理業務とは、国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3) <u>(追加)</u> 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。	※事業監理業務とは、国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3) <u>、公益法人(注4)</u> 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。
26	実施方針	11	第3章	6	(3)	ア	北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 <u>(平成14年法律第154号)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(平成11年法律第225号)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>当該地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争参加資格</u> の再認定を受けていること。)	北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 <u>(削除)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(削除)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>北陸地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争(指名競争)参加資格</u> の再認定を受けていること。)
27	実施方針	11	第3章	6	(3)	イ	次に掲げるいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人 <u>(注4)</u> 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務としての実績は含まない)とする。	次に掲げるいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人 <u>(削除)</u> 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務としての実績は含まない)とする。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
28	実施方針	12	第3章	6	(3)	ウ(ア)	※上記b.の国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号） <u>第2条</u> 2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。	※上記b.の国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号） <u>第2条</u> 2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
29	実施方針	12	第3章	6	(3)	ウ(イ)	次に掲げるいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに <u>完了し、引渡済みの</u> 業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。	次に掲げるいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに <u>完了した</u> 業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。
30	実施方針	13	第3章	6	(3)	ウ(ウ)	外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、 <u>(追加)</u> 参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも <u>(追加)</u> 参加表明書を提出することができるが、この場合、 <u>(追加)</u> 参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには <u>指名通知の日</u> までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。	外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、 <u>入札</u> 参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも <u>入札</u> 参加表明書を提出することができるが、この場合、 <u>入札</u> 参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには <u>競争参加資格確認結果の通知の日</u> までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
31	実施方針	13	第3章	6	(3)	エ	上記イ、ウ（イ）の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が、 <u>60</u> 点以上であること。	上記イ、ウ（イ）の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が <u>(削除)</u> 60点以上であること。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
32	実施方針	13	第2章	6	(4)		代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1.(6)イ(イ)に掲げる工事業務を実施する者(以下「工事企業」という。)は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。但し、 <u>工事に係る調整業務のみ</u> を実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は第2章6.(3)に掲げる設計企業の参加資格要件イを満たせば良いものとする。	代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1.(6)イ(イ)に掲げる工事業務を実施する者(以下「工事企業」という。)は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。但し、 <u>第1章1.(6)イcの業務のみ</u> を実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は第2章6.(3)に掲げる設計企業の参加資格要件イを満たせば良いものとする。
33	実施方針	13	第2章	6	(4)	ア	北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における <u>一般競争参加資格</u> のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」または「B等級」に認定されている者であること。(会社更生法(<u>平成14年法律第154号</u>)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(<u>平成11年法律第225号</u>)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>当該地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争参加資格</u> の再認定を受けていること。)	北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における <u>一般競争(指名競争)参加資格</u> のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」または「B等級」に認定されている者であること。(会社更生法(<u>削除</u>)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(<u>削除</u>)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>北陸地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争(指名競争)参加資格</u> の再認定を受けていること。)
34	実施方針	13	第2章	6	(4)	イ	平成19年度以降に <u>完成した、元請けとして、</u> 下記(ア)の工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。) <u>(追加)</u> (ア) 通行規制(全面通行止めを除く)が伴う電線共同溝の施工実績を有すること。 (略)	平成19年度以降に <u>元請けとして完成した</u> 下記(ア)の工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。) <u>。 。</u> <u>經常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成19年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。</u> (ア) 通行規制(全面通行止めを除く)が伴う電線共同溝の施工実績を有すること。 (略)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
35	実施方針	14	第2章	6	(4)	ウ	次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該事業の整備工事業務に着手する日から配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。	次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該事業の整備工事業務に着手する日から配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査提出書類の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。
36	実施方針	14	第2章	6	(4)	ウ(ア)	主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は次に掲げるいずれかの資格とする。 ・1級建設機械施工技士 ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」、「水産－水産土木」とするものに限る）） ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 また、監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は次に掲げるいずれかの資格とする。 ・1級建設機械施工技士 ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」、「水産－水産土木」とするものに限る）） ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者	主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは次のとおり。 a.1級建設機械施工技士 b.技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る）） c.これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 また、監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは次のとおり。 a.1級建設機械施工技士 b.技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る）） c.これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
37	実施方針	14	第2章	6	(4)	ウ(イ)	<p>平成19年度以降に<u>元請として完成し、引渡しが完了した</u>上記イ（ア）の工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものを除く。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>平成19年度以降に<u>元請けとして完成した</u>上記イ（ア）の工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。</p> <p>なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものを除く。</p> <p><u>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</u></p>
38	実施方針	15	第2章	6	(5)	ア	<p>北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。<u>(追加)</u></p>	<p>北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。<u>(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)</u></p>
39	実施方針	15	第2章	6	(5)	イ	<p>平成19年度以降に<u>元請</u>として完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、<u>又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した</u><u>(追加)</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務</p>	<p>平成19年度以降に<u>元請け</u>として完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人<u>(削除)</u>又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>土木工事に関する</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
40	実施方針	15	第2章	6	(5)	ウ(ア)	管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること（追加） (略) c. <u>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</u> (略)	管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。 (略) c. <u>土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）</u> (略)
41	実施方針	16	第2章	6	(5)	ウ(ウ)	<u>(ウ) 上記(イ)の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。</u>	<u>なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</u>
42	実施方針	16	第2章	6	(6)		代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1.(6)イ(エ)に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たさなければならない。但し、 <u>点検業務のみ</u> を実施する者は次のア（ア）及びイ（ア）の要件を、 <u>台帳作成・管理業務のみ</u> を実施する者は次のア（ア）及びイ（イ）の要件を、 <u>補修業務のみを実施する者は次のア（イ）及びイ（ウ）の要件を満たせば良いものとする。</u> また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、第2章6.(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。	代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1章1.(6)イ(エ)に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たさなければならない。但し、 <u>点検・補修業務のうち点検業務</u> を実施する者は次のア（ア）及びイ（ア）の要件を、 <u>点検・補修業務のうち補修業務のみを実施する者は次のア（イ）及びイ（ウ）の要件を、</u> 台帳作成・管理業務（ <u>削除</u> ）を実施する者は次のア（ア）及びイ（イ）の要件を（ <u>削除</u> ）満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、第2章6.(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。
43	実施方針	16	第2章	6	(6)	ア(ア)	北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（ <u>平成14年法律第154号</u> ）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（ <u>平成11年法律第225号</u> ）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>当該地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争参加資格</u> の再認定を受けていること。）	北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（ <u>削除</u> ）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（ <u>削除</u> ）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>北陸地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争（指名競争）参加資格</u> の再認定を受けていること。）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
44	実施方針	16	第2章	6	(6)	ア(イ)	北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和3・4年度 <u>一般競争参加資格</u> のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>当該地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争参加資格</u> の再認定を受けていること。）	北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和3・4年度 <u>一般競争（指名競争）参加資格</u> のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。（会社更生法（ <u>削除</u> ）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（ <u>削除</u> ）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、 <u>北陸地方整備局長</u> が別に定める手続に基づく <u>一般競争（指名競争）参加資格</u> の再認定を受けていること。）
45	実施方針	16	第2章	6	(6)	イ	次の（ <u>追加</u> ）実績を有すること。 (ア) 平成24年度以降に完了した、 <u>国及び地方公共団体による</u> 道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。 (イ) 平成19年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。 業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した（ <u>追加</u> ）発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務 <u>※当該実績が</u> 地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。 (ウ) 平成19年度以降に完了した、 <u>国及び地方公共団体による</u> 道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。	次の（ <u>ア</u> ）から（ <u>ウ</u> ）までの実績を有すること。 (ア) 平成24年度以降に完了した、 <u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u> 道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。 (イ) 平成19年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。 業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人（ <u>削除</u> ）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した <u>土木工事に関する</u> 発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務 <u>なお、実績として挙げた業務が</u> 地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。 (ウ) 平成19年度以降に完了した、 <u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u> 道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
46	実施方針	18	第3章	2	(1)	契約保証金の納付等	<p>北陸地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（<u>設計費、工事費（追加）及び工事監理費</u>）に相当する合計額の10分の1以上とする。</p> <p>ア 会計法（<u>昭和22年法律第35号</u>）第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付</p> <p>イ 会計法（<u>昭和22年法律第35号</u>）第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供</p> <p>(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>ウ 会計法（<u>昭和22年法律第35号</u>）第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供</p> <p>(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>	<p>北陸地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（<u>設計業務に係る調査・設計費、工事業務に係る工事費、設計業務に係る調整業務に係る費用及び工事監理業務に係る工事監理費</u>）に相当する合計額の10分の1以上とする。</p> <p>ア 会計法（<u>削除</u>）第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付</p> <p>イ 会計法（<u>削除</u>）第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供</p> <p>(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>ウ 会計法（<u>削除</u>）第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供</p> <p>(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>
47	実施方針	19	第3章	2	(3)	ア	<p>北陸地方整備局は、本施設の引渡しを受ける前に、設計及び工事業務について会計法（<u>昭和22年法律第35号</u>）第29条の11第2項の規定に基づく検査を行う。（略）</p>	<p>北陸地方整備局は、本施設の引渡しを受ける前に、設計及び工事業務について会計法（<u>削除</u>）第29条の11第2項の規定に基づく検査を行う。（略）</p>
48	実施方針	19	第3章	2	(3)	イ	<p>北陸地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法（<u>昭和22年法律第35号</u>）第29条の11第2項の規定に基づく検査を行い、維持管理業務の対価を支払う。（略）</p>	<p>北陸地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法（<u>削除</u>）第29条の11第2項の規定に基づく検査を行い、維持管理業務の対価を支払う。（略）</p>

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
49	実施方針	28	別紙2-1			標準断面図		
50	実施方針	35	Summary	3	Subject matter of the contract	PFI-based design, construction and maintenance of the <u>(追加)</u> Kurotaki Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)	PFI-based design, construction and maintenance of the <u>National Highway Route 41</u> Kurotaki Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)	